

【翻訳】

アメリカ合衆国の連邦議会の下院の司法委員会の反トラスト法、
商法、及び行政法小委員会による「デジタル市場における競争の
調査、多数派の職員/スタッフの報告書及び勧告」
(2020年) (1)

松宮 広和

情報法研究室

**[COMMENT] “Investigation of Competition in Digital Markets,
Majority Staff Report and Recommendations,” by
the Subcommittee on Antitrust, Commercial and Administrative
Law of the U.S. House Committee on the Judiciary of the United
States House of Representatives of the United States Congress
(2020) (1)**

Hirokazu MATSUMIYA

Information, Law and Technology

Abstract

On October 6, 2020, the majority staff of the U.S. House Judiciary Committee's Subcommittee on Antitrust, Commercial, and Administrative Law issued a report titled “Investigation of Competition in Digital Markets, Majority Staff Report and Recommendations.” The report is the result of a sixteen-month bipartisan investigation that was launched in June 2019. “The purpose of the investigation was to: (1) document competition problems in digital markets; (2) examine whether dominant firms are engaging in anticompetitive conduct; and (3) assess whether existing antitrust laws, competition policies, and current enforcement levels are adequate to address these issues.” The investigation was clearly focused on the market power and the dominance of the big technology companies called “GAFA,” *i.e.* Google, Apple, Facebook, and Amazon. The Subcommittee staff concluded that GAFA possesses “significant and durable market power due to several factors, including a high volume of acquisition” and their role as “gatekeepers” of key distribution channels that makes it possible to control access to digital markets. In addition, the staff found that GAFA engaged in a wide variety

of anti-competitive conduct including self-preferencing and "killer acquisitions" of nascent and/or potential competitors to maintain their market power. Thus, the Subcommittee staff also provided recommendations "for areas of legislative activity to address the rise and abuse of market power in the digital economy, as well as areas that warrant additional Congressional attention." With the rise of big technology companies like GAF A, and/or "BAT," *i.e.* Baidu, Alibaba, and Tencent, governmental authorities all over the world are now facing the similar problems as mentioned above. They should cooperate in studying the issues and thereby design the additional regulatory framework that is necessary in the digital world.

目次

[解説]

[資料]

「デジタル市場における競争の調査、多数派の職員/スタッフの報告書及び勧告」

1. 「小委員会」(=Subcommittee)の「調査」(=Investigation)

2. 認定

a. 概要

(以上、(1) 本巻99頁以下)

b. Facebook

c. Google

d. Amazon

e. Apple

f. 「市場支配力」(=Market Power)の「効果」(=Effect(s))

3. 勧告

a. 「デジタル経済」(=Digital Economy)における「競争」(=Competition)の「回復」(=Restoring)

b. 「反トラスト法の強化」(=Strengthening the Antitrust Laws)

c. 「復活する」(=Reviving)「反トラスト(法)の強制/執行」(=Antitrust Enforcement)

(以上、(2・完) 本巻121頁以下)

【解説】

2019年6月3日、アメリカ合衆国の連邦議会の、ニュー・ヨーク州選出の民主党下院議員Jerry Nadler氏を委員長とする「下院の司法委員会」(='U.S. House Committee on the Judiciary')は、「反トラスト法、商法、及び行政法小委員会」(='the Subcommittee on Antitrust, Commercial and Administrative Law')によって、主導される「デジタル市場」(='digital market(s)')における競争に対する(2大政党による)超党派の「調査」(='investigation')を、発表した¹。

当該調査の目的は、以下の通りである。すなわち、

- (1) 「デジタル市場」(='digital market(s)')における「競争問題」(='competition problem(s)')を、「(文書・写真等に)記録する」(='document')こと、
- (2) 「支配的企業」(='dominant firm(s)')が、「反競争的行為」(='anticompetitive conduct(s)')に従事しているかを、「調査する」(='examine')こと、並びに
- (3) 既存の「反トラスト法」(='antitrust law(s)')、「競争政策」(='competition policy(-ies)')、及び「現行の強制/執行の水準/レベル」(='current enforcement level(s)')が、これらの問題に対処するために十分であるか、を評価すること²。

その後、ロウド・アイランド州選出の民主党上院議員David N. Cicilline氏を委員長とする当該小委員会は、7回の「監督聴聞/監視聴聞/管理聴聞」(='oversight hearing(s)')の開催を含む、約16箇月に及ぶ一連の調査を実施して、当該小委員会の構成員に、デジタル市場における競争の状態及び既存の反トラスト法の妥当性を検討する機会を、提供した。

ここでは、特に、ある多様な証人の集団が、一般に「GAFA」(すなわち、Google Inc.(以下「Google社」)、Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)、及びApple Inc.(以下「Apple社」))と呼ばれる巨大IT企業の「市場支配力」(='market power')が、「自由で、かつ、多様な報道」(='free and diverse press')、「革新」(='innovation')、及び「プライバシー」(='privacy')に与える当該影響に関連する当該「論題/題目/テーマ」(='topic(s)')について、「証言」(='testimony(-ies)')を、行った。

当該調査における証人は、一般に「GAFA」と呼ばれる巨大IT企業の「最高経営責任者」(='the Chief Executive Officer(s)')以下「CEO(s)」を含む「上位の/上級の」(='senior')「被用者/従業員」(='employee(s)')

¹ U.S.Congress, the U.S. House Committee on the Judiciary, Press Releases, House Judiciary Committee Launches Bipartisan Investigation into Competition in Digital Markets (rel. June 3, 2019), *available at* <<https://judiciary.house.gov/news/documentsingle.aspx?DocumentID=2051>> (visited Oct. 10, 2020).

² *Id.*

に加えて、これらの調査の対象とされた企業の当該「支配(力)/優位」(='dominance')に「関心/懸念/心配」(='concern(s)')を抱く、他の「事業者」(='business(es)')の「管理職」(='executive(s)')等を含む。

同時に、当該委員会は、ある包括的な記録を収集する目的で、「GAFA」に代表される「支配的なプラットフォーム」(='dominant platform(s)')の所有者、「市場参加者」(='market participant(s)'),当該「連邦の反トラスト行政機関/行政委員会」(='federal antitrust agency(-ies)'),及び他の関連する当事者に対して、情報の提供を要求した。

更に、当該委員会は、「学術の研究者/大学教員」(='academic(s)'),「公益団体」(='public interest group(s)')の「代表者」(='representative(s)'),及び「実務反トラスト弁護士」(='practicing antitrust lawyer(s)')を含む、当該領域における多岐に渡る専門家に対して、「提出/具申/提示」(='submission(s)')を要求した。

2020年10月6日、当該小委員会は、「デジタル市場における競争の調査、多数派の職員/スタッフの報告書及び勧告」(='Investigation of Competition in Digital Markets, Majority Staff Report and Recommendations')と題される、全449頁の報告書及び勧告³を、公表した。

当該報告書は、「政策立案者」(='policymaker(s)'),反トラスト法の「強制者/執行者」(='enforcer(s)'),「市場参加者」(='market participant(s)'),及び公衆に、当該「オンライン市場」(='online marketplace(s)')における競争の当該状態のある包括的な理解を提供すること、を意図するものである。

それは、特に、一般に「GAFA」と呼ばれる巨大IT企業の「オンライン・プラットフォーム」(='online platform(s)')の「市場支配力」(='market power')に、明確に焦点を当てて、それらの従前からの反競争的な実務の詳細な記録⁴を提供し、それらに対する分析を行う。

そして、それは、当該「デジタル経済」(='digital economy')における、巨大IT企業の「市場支配力」(='market power')の当該増大及び「濫用/悪用/誤用」(='abuse')を取り扱う立法府の活動の領域と同様に、追加的な

³ U.S. Congress, the U.S. House Committee on the Judiciary, Investigation of Competition in Digital Markets, Majority Staff Report and Recommendations (rel. Oct. 6, 2020), *available at* <https://judiciary.house.gov/uploadedfiles/competition_in_digital_markets.pdf> (visited Oct. 10, 2020) (以下「Majority Staff Report」)。

⁴ 当該委員会が、収集した記録は、1,287,997件の文書及び通信、38人の証人による証言、1,800頁以上に及ぶ聴聞の記録、政治的「(変動)範囲/スペクトル」(='spectrum(s)')に渡る60人の反トラストの専門家による38件の「提出/具申/提示」(='submission(s)'),並びに240人以上の「市場参加者」(='market participant(s)'),調査対象となったプラットフォームの元「被用者/従業員」(='employee(s)'),及び合計数千時間に及ぶ他の人々との「面接/面談/インタビュー」(='interview(s)')を、含む。 *Id.* at 8.

連邦議会の「注意/配慮/考慮」(='attention')を保証する領域のための、多岐に渡る、かつ、(過去の当局の政策・判断への回帰を含む)抜本的なものを含む、勧告を行う。

本報告書は、全7箇章から構成される。それらは、以下の通り。すなわち、第I章「序論」(='INTRODUCTION')、第II章「デジタル市場における競争の調査」(='THE INVESTIGATION OF COMPETITION IN DIGITAL MARKETS')、第III章「背景」(='BACKGROUND')、第IV章「調査される市場」(='MARKETS INVESTIGATED')、第V章「支配的なオンライン・プラットフォーム」(='DOMINANT ONLINE PLATFORMS')、第VI章「勧告」(='RECOMMENDATIONS')、及び第VII章「付録: 支配的なオンライン・プラットフォームによる合併と買収」(='APPENDIX: MERGERS AND ACQUISITIONS BY DOMINANT PLATFORM')。

当該小委員会の職員/スタッフは、第1に、第I章⁵及び第II章⁶で、本報告書の作成の経緯、目的、及び概要等について言及する。

第2に、第III章⁷、第IV章⁸、及び第V章⁹で、調査される市場及び事業者に対する詳細な分析が、行われる¹⁰。

まず、「デジタル市場」(='digital market(s)')における競争の概要、及び「プラットフォーム」(='platform(s)')の「市場支配力」(='market power')の効果に対する分析が、行われる。

当該調査で、調査される市場は、以下の通りであり、これらに対する分析が、行われる。すなわち、

- A. 「オンライン検索」(='Online Search')、
- B. 「オンライン商業/オンライン商取引」(='Online Commerce')、
- C. 「ソーシャル・ネットワーク」(='Social Network(s)')及び「ソーシャル・メディア」(='Social Media')、
- D. 「移動体(の)アップ・ストア/モバイル・アップ・ストア」(='Mobile App Store(s)'),
- E. 「移動体(の)オペレーティング・システム/モバイル・オペレーティング・システム」(='Mobile Operating System(s)'),

⁵ *Id.* at 6-21.

⁶ *Id.* at 21-35.

⁷ *Id.* at 36-77.

⁸ *Id.* at 77-132.

⁹ *Id.* at 132-376.

¹⁰ その詳細は、紙幅の都合上、例えば、本稿 [資料] 2. 認定 等を参照のこと。

- F. 「デジタル・マッピング」(='Digital Mapping')、
- G. 「クラウド・コンピューティング」(='Cloud Computing')、
- H. 「音声アシスタント」(='Voice Assistant')、
- I. 「WWWブラウザ/ウェブ・ブラウザ」(='Web Browser(s)'), 並びに
- J. 「デジタル広告」(='Digital Advertising')。

そして、当該調査で調査される企業、すなわち、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)、Google Inc.(以下「Google社」)、Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)、及びApple Inc.(以下「Apple社」)の事業に対する詳細な調査の結果が、記される。そこでは、以下を含む事項が、認定される。すなわち、

- ・ Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)が、「ソーシャル・ネットワーキング」(='social networking')のための市場で「独占力」(='monopoly power')を、有すること。

- ・ Google Inc.(以下「Google社」)が、「一般的なオンライン検索」(='general online search')及び「オンライン広告」(='online advertising')のための当該市場においてある独占を有すること。

- ・ Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)が、合衆国の「オンライン小売市場」(='online retail market')において、この著しい/顕著な、かつ、「耐久性のある/永続性のある/持続的な」(='durable')「市場支配力」(='market power')を、有すること。

- ・ Apple Inc.(以下「Apple社」)が、当該「移動体(の)オペレーティング・システム市場/モバイル・オペレーティング・システム市場」(='mobile operating system market(s)')において、この著しい/顕著な、かつ、「耐久性のある/永続性のある/持続的な」(='durable')「市場支配力」(='market power')を、有すること。

第3に、第VI章¹¹で、前述した分析に基づいて、巨大IT企業の「オンライン・プラットフォーム」(='online platform(s)')の「市場支配力」(='market power')がもたらし得る「関心/懸念/心配」(='concern(s)')に対応する目的で、連邦議会に対して、多岐に渡る、かつ、(過去の当局の政策・判断への回帰を含む)抜本的なものを含む、改革を求める勧告を行う¹²。それらは、以下を含む。

- A. 「デジタル経済」(='Digital Economy')における「競争」(='Competition')の「回復」(='Restoring')
 - 1. 「構造的な分離」(='structural separation(s)')及び(ある一定の「支配的なプラットフォーム」(='dominant platform(s)')に対する)「隣接する」(='adjacent')事業の「(ある種の)商品/(商品の)種類/型/商品ラインアップ」(='line(s)')の制限によって、「利害抵触/利益相反」(='conflicts of interest')を、減少させること。

¹¹ See *supra* note 3, at 376-405.

¹² 例えば、本稿 [資料] 3. 勧告 等も参照のこと。

2. 「差別」(='Discrimination')、**「偏愛/依怙最眞/情実」**(='Favoritism')、及び「セルフ-プリファレンシング/自己優遇/自己優先」(='Self-preferencing')を禁止する規則を、導入すること。

3. 「インターオペラビリティ/相互運用性」(='Interoperability(-ies)')及び「オープン・アクセス」(='Open Access')を通じて、革新を促進すること。

a. 「インターオペラビリティ/相互運用性」(='interoperability(-ies)')、及び b. 「データ・ポータビリティ/データ可搬性」(='data portability')等を実現することによって、「支配的なプラットフォーム」(='dominant platform(s)')に、彼らの役務を、多岐に渡るネットワークと「互換性を有する」(='compatible')ものとし、コンテンツ及び情報を、それらの間で容易に「可搬的な/可搬可能な」(='portable')ものとする、を要求すること。

4. 「合併」(='Merger(s)')の「推定」(='Presumption(s)')を通じて、「市場支配力」(='Market power')を減少させること。

特に、当該小委員会の職員/スタッフは、連邦議会が、当該「支配的なプラットフォーム」(='dominant platform(s)')による将来の「買収」(='acquisition(s)')の「推定」(='presumption(s)')を、「移行する」(='shift')ことを検討すること、を勧告する。

この変更の下で、「支配的なプラットフォーム」による買収は、合併する当事者が、当該取引が、「公共の利益」(='public interest')のために必要であり、同様の便益が、内部の成長及び拡大を通じて獲得され得ないことを示し得ない限り、反競争的である、と推定される。

この過程は、現行の「1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改正法」(='the Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvements Act of 1976'/以下「HSR法」)¹³の過程とは別に行われ、したがって、「支配的なプラットフォーム」は、全ての取引を報告することを要求される(であろう)し、HSR法の期限は、引き金を引かれない(であろう)。

5. 「自由で、かつ、多様な報道」(='Free and Diverse Press')のためのある「同一の競争条件」(='Even Playing Field')を創出すること。

当該小委員会の職員/スタッフは、連邦議会が、第116連邦議会に提出された、H.R.2054「2019年ジャーナリズム競争及び保護法」(='the Journalism Competition and Preservation Act of 2019')¹⁴の様な、「支配的なオンライン・プラットフォーム」(='dominant online platform(s)')と「報道機関/ニュース機関」(='news organization(s)')との間の「著しい顕著な、かつ、成長しつつある力の非対称性」に対処する目的で、

¹³ Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvements Act of 1976, Pub. L. No. 94-435, 90 Stat. 1383 (1976).

¹⁴ H.R.2054 (IH), 116th Cong., 1st Sess. (2019).

「報道機関/ニュース機関」及び「放送事業者」(='broadcaster(s)')に対して、「支配的なオンライン・プラットフォーム」と集団的に交渉するためのある狭く仕立てられた、かつ、一時的な「安全な場所/避難所/(責任や罰則から)保護してくれるもの/セーフ・ハーバー」(='safe harbor(s)')を提供する立法を検討すること、を勧告した。

6. 「優越的交渉力」(='Superior Bargaining Power')の「濫用/悪用/誤用」(='Abuse')を禁止し、かつ、「法の適正な過程」(='Due Process')を要求すること。

B. 「反トラスト法の強化」(='Strengthening the Antitrust Law(s)')

1. 当該「反トラスト法」(='Antitrust Law(s)')の当該「反トラストの目的」(='Antimonopoly Goal(s)')を、回復すること。

当該小委員会の職員/スタッフは、合衆国最高裁判所が、当該反トラスト法の唯一の目的として「消費者の厚生」(='consumer welfare')というある狭い解釈を採用することによって、「競争上の損害」(='competitive harm')の分析を、当該「競争の過程」(='competitive harm')というよりはむしろ、主に「価格」(='price')及び「産出」(='output')に焦点を当てる様に制限してきたこと、を批判する。

また、「合衆国司法省」(='U.S. Department of Justice'/以下「U.S. DOJ」)及び「連邦取引委員会」(='the Federal Trade Commission'/以下「FTC」)が、彼らの法的な権限を、狭く解釈することによって、当該問題に貢献し、そして、「市場支配力」(='market power')及びその「濫用/悪用/誤用」(='abuse')に非常に容認的な指針を公布してきたこと、を批判する。そして、現状の実務から離脱することの有用性を、示唆する。

2. 「合併」(='Merger(s)')の「強制/執行」(='Enforcement')を「活力有るものとする」(='Invigorate')こと。

a. 「クリア、ブライト-ライン・ルール/単純明白な区分線の準則」(='(Clear), Bright-Line Rule(s)')及び集中化された市場における「構造的な推定」(='Structural Presumption(s)')を、法典化すること。

「構造的な推定」の下では、非常に大きな市場占有率を支配するある単一の企業、又は集中度の著しい顕著な増大に帰結する合併は、「クレイトン法」(='the Clayton Act')§7の下で、推定的に禁止される(であろう)。

この「構造的な推定」は、合併当事者に、当該合併が、競争を減殺しないことの「証明責任/立証責任/挙証責任」(='burden of proof')を課す。

当該合併が、効率性をもたらすことを示すのみでは、反競争的であるとの推定を覆すために十分ではない、と考える。

当該小委員会の職員/スタッフは、United States v. Philadelphia National Bank¹⁵において、合衆国最高裁判所によって、確立された30%の「閾値」(='threshold(s)')が、適切であると考えているが、「買手独占/需要独占」(='monopsony')又は「買主の力/バイヤー・パワー」(='buyer power')の主張については、より低い基準が、当該小委員会の考察に値し得る、と考える。

b. 「潜在的なライバル/競争相手」(='Potential Rival(s)'), 「萌芽期の競争者」(='Nascent Competitor(s)'), 及び「スタートアップ/新会社」(='Startup(s)')を、保護すること。

当該小委員会の職員/スタッフは、連邦議会が、ある「支配的な企業」(='dominant firm(s)')による「スタートアップ/新会社」(='startup(s)'), 特に「直接的な競争者」(='direct competitor(s)')と同様に、「隣接市場」(='adjacent market(s)')又は「関連市場」(='related market(s)')において、事業を行うもの、の「買収」(='acquisition(s)')に対する(違法性の)「推定」(='presumption(s)')を、法典化すること、を勧告した。

c. 「垂直的合併理論」(='Vertical Merger Doctrine')を、強化すること。

当該小委員会の職員/スタッフは、連邦議会が、当該合併当事者の何れかが、ある「集中化された市場」(='concentrated market(s)')において事業を行うある「支配的な企業」(='dominant firm(s)')である場合に、垂直的合併が、反競争的であるという推定、又は投入の及び顧客の「差し押さえ/フォークロージャー」(='foreclosure(s)')に関する推定の様な、垂直的合併を含む推定を検討すること、を勧告する。

3. 「独占化の法」(='Monopolization Law')を、「修復する」(='Rehabilitate')こと。

過去数十年の間に、裁判所は、原告が、「独占化」(='monopolization')を、証明するために克服しなければならない当該法的基準を、著しく/顕著に高めてきた。

当該小委員会の調査が、明らかにした幾つかの商慣行は、「シャーマン法」(='the Sherman Act')§2の下で、違法である。

そして、当該小委員会の職員/スタッフは、当該関連する商慣行、シャーマン法§2の効果的な「強制執行」(='enforcement')を妨げる当該判例法を考察して、以下を含めて、勧告する。

a. 「支配(力)/優位」(='Dominance')の「濫用/悪用/誤用」(='Abuse')

この懸念に対処するため、当該小委員会の職員/スタッフは、シャーマン法を拡張して、「支配(力)/優位」(='dominance')の「濫用/悪用/誤用」(='abuse')を禁止することを検討すること、を議会に勧告する。

更に、当該小委員会は、市場占有率が30%以上であれば、売主の「支配(力)/優位」(='dominance')の優位性を反駁可能なやり方で推定し、市場占有率が25%以上であれば、買主の「支配(力)/優位」(='dominance')を反駁可能なやり方で推定する法定の推定を設けることを検討するべきであることを、を勧告する。

¹⁵ United States v. Philadelphia National Bank, 374 U.S. 321, 365; 83 S. Ct. 1715; 10 L. Ed. 2d 915 (1963).

b. 「独占」(='Monopoly')の「レバレッジ/梘子(の作用)の活用」(='Leveraging')

当該小委員会の職員/スタッフは、*Spectrum Sports, Inc. v. McQuillan*¹⁶において、述べられる様に、「独占」(='monopoly')の「レバレッジ/梘子(の作用)の活用」(='leveraging')が、第2の市場を「実際に独占化する」(='actually monopolize')という法的要件を覆すこと、を勧告する。

c. 「掠奪的価格設定」(='Predatory Pricing')

当該小委員会の職員/スタッフは、以下の合衆国最高裁判所の判決¹⁷を覆し、略奪的価格設定や略奪的購入を証明するためには、「[損失の]取り戻し/リクーパメント」(='recoupment')の証明は必要ではないことを明確にすること、を勧告する。

d. 「エッセンシャル・ファシリティ/不可欠施設」(='Essential Facility(-ies)')及び「取引拒絶」(='Refusals to Deal')

当該小委員会の職員/スタッフは、法を明確にする目的で、連邦議会は、「エッセンシャル・ファシリティ/不可欠施設」(='essential facility(-ies)')及び「取引拒絶」(='refusals to deal')に基づく「損害の理論」(='theories of harm')を不利に取り扱ってきた司法判断¹⁸を覆すことを検討するべきである、と勧告する。

e. 「抱き合わせ」(='Tying')

当該小委員会の職員/スタッフは、*Jefferson Parish Hosp. Dist. v. Hyde*¹⁹において、合衆国最高裁判所によって、判断された様に、ある企業が市場支配力を有する製品又は役務に対するアクセスを、別個の製品又は役務の購入又は使用に条件付けることは、反競争的であることを明確にすることを議会が検討すること、を勧告する。

¹⁶ *Spectrum Sports, Inc. v. McQuillan*, 506 U.S. 447; 113 S. Ct. 884; 122 L. Ed. 2d 247 (1993). *See also* *Alaska Airlines, Inc. v. United Airlines, Inc.*, 948 F.2d 536; 1991-2 Trade Cas. (CCH) P69,624; 1991 U.S. App. LEXIS 25119 (9th Cir. 1991).

¹⁷ *Matsushita v. Zenith Ratio Corp.*, 475 U.S. 574; 106 S. Ct. 1348; 89 L. Ed. 2d 538 (1986); *Brooke Group Ltd. v. Brown & Williamson Tobacco Corp.*, 509 U.S. 209; 113 S. Ct. 2578; 125 L. Ed. 2d 168 (1993); *Weyerhaeuser Co. v. Ross-Simmons Hardwood Lumber Co.*, 549 U.S. 312; 127 S. Ct. 1069; 166 L. Ed. 2d 911 (2007).

¹⁸ *Verizon Communications Inc. v. Law Offices of Curtis V. Trinko, LLP*, 540 U.S. 398; 124 S. Ct. 872; 157 L. Ed. 2d 823 (2004); *Pacific Bell Telephone Co. v. LinkLine Commc'ns, Inc.*, 555 U.S. 438; 129 S. Ct. 1109; 172 L. Ed. 2d 836 (2009).

¹⁹ *Jefferson Parish Hosp. Dist. v. Hyde*, 466 U.S. 2; 104 S. Ct. 1551; 80 L. Ed. 2d 2 (1984).

f. 「セルフ-プリファレンシング/自己優遇/自己優先」(='Self-Preferencing')及び「反競争的な製品設計」(='Anticompetitive Product Design')

当該小委員会の職員/スタッフは、当該「設計変更」(='design change')が、消費者のための改善として正当化され得るにかかわらず、競争者を排除する、又はもしそうでなければ競争を徐々に衰えさせるある設計変更を行うことが、「シャーマン法」(='the Sherman Act')§2のある違反とされるべきかを検討すること、を連邦議会に勧告する。

4. 当該「反トラスト法」(='Antitrust Law(s)')を強化する追加的な手段

当該小委員会の職員/スタッフの「提出/具申/提示」(='submission(s)')の要請に応じて、専門家は、当該小委員会の職員/スタッフが、連邦議会によって、検討される十分な理由となると考える他の提案を、特定した。それらは、以下の通りである。

- プラットフォームを含む事件では、原告が、両方の式の顧客に対する損害を立証する必要がないことを明確にすることによって、Ohio v. American Express²⁰を覆すこと。
- 「二面型」(='two-sided')、又は複数の式の顧客に奉仕するプラットフォームは、「一面型/片面型」(='one-sided')の企業と競争し得ることを明確にすることによって、United States v. Sabre Corp.²¹を、覆すこと。
- 特に、「市場支配力」(='market power')の直接的な証拠が、存在する場合には、「市場画定」(='market definition')は、ある反トラスト(法)の違反を証明するために必要でないこと、を明確にすること。
- 「偽陽性」(='false positive(s)')、すなわち、又は「誤った強制/執行」(='erroneous enforcement')は、「偽陰性」(='false negative(s)')、すなわち、又は「誤った不強制/不執行」(='erroneous non-enforcement')よりも、より費用/コストが、高くないことを明確にし、そして、「支配的企業」(='dominant firm(s)')を含む行為又は合併に関しては、「偽陰性」が、より費用/コストが、高いこと、を明確にすること。

C. 「反トラスト(法)の強制/執行」(='Antitrust Enforcement')の強化

1. 連邦議会の「監督/監視/管理」(='Oversight(s)')

過去1世紀以上に渡って、連邦議会は、「鍵となる」(='key')瞬間に、裁判所の反トラスト法の縮小、経済的集中の当該勃興、又は当該反トラスト法の、当該「堅実な/全うな/健全な」(='sound')、かつ、効率的な「適用/施行/運営」(='administration')に対する他の挑戦に対して、力強く対応してきた²²。

²⁰ Ohio v. American Express, 585 U.S. ____; 138 S. Ct. 2274; 201 L. Ed. 2d 678 (2018).

²¹ United States v. Sabre Corp., 452 F. Supp. 3d 97; 2020 U.S. Dist. LEXIS 64637 (D. Del. 2020).

1914年の「クレイトン法」(='the Clayton Act')及び「連邦取引委員会法」(='the Federal Trade Commission Act'/以下「FTC法」)²³の制定も、それらに含まれる。

ここ数十年、連邦議会は、この伝統から離れ、実質的な反トラスト政策の策定において、裁判所や反トラストの「行政機関/行政委員会」(='agency(-ies)')に大きく委ねてきた²⁴。

連邦議会の不作為は、反トラスト法の縮小を容認していると読まれ、反トラスト法が、「過度に技術的で、主に経済学に依存している」²⁵ことの一因となっている。

また、当該問題に関する連邦議会による数十年の間の幾つかの改革努力は、少なくとも一部には、大規模な企業の「ロビイ活動」(='lobbying')に直面して、失敗に終わってきた。

このような幅広い傾向を救済する目的で、当該小委員会の職員/スタッフは、連邦議会が、その継続的な市場調査及び立法活動の取り組みと共に、反トラスト法及び強制/執行の強靱な、かつ、活力有る監視の長い伝統を蘇生させること、を勧告する。

2. 「行政機関/行政委員会」(='Agency(-ies)')の/による「強制/執行」(='Enforcement')

当該小委員会の職員/スタッフは、当該「連邦の反トラスト行政機関/行政委員会」(='federal antitrust agency(-ies)')を、「完全な強さ」(='full strength')に回復させるために、連邦議会が、以下を検討すること、を勧告する。すなわち、

- 「不公正な競争方法」(='unfair methods of competition')規則の違反のための「民事罰/制裁金/過料」(='civil penalty(-ies)')及び他の「救済」(='relief')の「引き金を引き」(='triggering')、「不公正な又は欺瞞的な行為又は慣行」(='unfair or deceptive acts or practices')規則の違反との対称性を、創出すること。
- FTC法§ 6の下で容認されている様に、経済全体に渡る部門における経済的集中及び競争に関するデータを定期的に収集し、そして、報告することを、FTCに要求すること。
- 当該行政機関/行政委員会に、合併審査のための公意見/パブリック・コメントの募集及び対応を要求することによって、並びに当該行政機関/行政委員会に、全ての強制/執行の判断のための書かれた説明を公表することを要求することによって、当該「反トラスト行政機関/行政委員会」(='antitrust agency(-ies)')の公的な「透明性」(='transparency')及び「説明責任」(='accountability')を、強化すること。
- 過去30年間に完了した重要な取引について、合併の「回顧/遡及」(='retrospective(s)')を行い、公的に入手可能とすること、を当該行政機関/行政委員会に要求すること。
- 当該行政機関/行政委員会とそれらが調査/審査する会社との間の当該「回転ドア/天下り」(='revolving door')について、特に上級の公務員/職員に関するより厳格な禁止を、法典化すること。

²² See generally, Marc Winerman, The Origins of the FTC: Concentration, Cooperation, Control, and Competition, 71 Antitrust L.J. 1 (2003).

²³ Clayton Act, 15 U.S.C. § 12; Fed. Trade Comm'n Act, 15 U.S.C. § 41.

²⁴ Harry First & Spencer Weber Waller, Antitrust's Democracy Deficit, 81 Fordham L. Rev. 2543, 2556 (2013).

²⁵ *Id.* at 2559.

• FTC及び「合衆国司法省」(='U.S. Department of Justice'/以下「U.S. DOJ」)の「反トラスト部」(='the Antitrust Division')の予算を、増大させること。

3. 「私的(な)強制/執行」(='Private Enforcement')

「シャーマン法」(='the Sherman Act')及び「クレイトン法」(='the Clayton Act')の両方が、私的な「訴権」(='right of action')を含む。

しかし、ここ数十年の間において、裁判所は、手続的な決定及び実質的な「法理/理論/主義/原則」(='doctrine')の両方を通じて、反トラストの私訴の原告のための著しい/顕著な障害をもたらしてきた。主要な障害の1つは、「強制的な仲裁条項」(='forced arbitration clause(s)')の増加である。また、司法判断の幾つかの他の傾向は、反トラスト訴訟の私訴を妨げてきた。

これらの関心/懸念/心配に対応するために、当該小委員会の職員/スタッフは、連邦議会が、以下を検討すること、を勧告する。すなわち、

- 裁判所に創出された「反トラストの損害」(='antitrust injury')²⁶及び「反トラストの当事者適格」(='antitrust standing')²⁷の基準を、廃止/排除すること。
- 「強制的な仲裁条項」(='forced arbitration clause(s)')²⁸及び「集団訴訟/クラス・アクション」(='class action(s)')の「形成/成立」(='formation')²⁹に関する不当な制限、の「廃止/排除」(='elimination')を含む、訴訟の手続的な障害を、削減すること。
- Bell Atlantic Corp. v. Twombly³⁰で導入された当該高い訴答の要件を、引き下げること。

最後に、第VII章³¹で、本報告書の「付録」(='Appendix')として、1988年以来、560件を超える所謂「GAFA」による買収の一覧が、掲載される。

概して、当該報告書は、従前には必ずしも明らかにされてこなかった、所謂「GAFA」に代表される巨大IT企業の内部のものを含む膨大なデータを、収集し、そして、分析した上で、「デジタル経済」(='digital economy')における巨大IT企業の「市場支配力」(='market power')及び「支配(力)/優位」(='dominance')、並びにそれらがもたらす影響に対して、連邦議会、連邦の当該反トラスト行政機関/

²⁶ Brunswick Corp. v. Pueblo Bowl-O-Mat, Inc., 429 U.S. 477; 97 S. Ct. 690; 50 L. Ed. 2d 701 (1977).

²⁷ Associated General Contractors v. California State Council of Carpenters, 459 U.S. 519; 103 S. Ct. 897; 74 L. Ed. 2d 723 (1983).

²⁸ American Express Co. v. Italian Colors Restaurant, 570 U.S. 228; 133 S. Ct. 2304; 186 L. Ed. 2d 417 (2013); AT&T Mobility v. Concepcion, 563 U.S. 333; 131 S. Ct. 1740; 179 L. Ed. 2d 742 (2011).

²⁹ Comcast v. Behrend, 569 U.S. 27; 133 S. Ct. 1426; 185 L. Ed. 2d 515 (2013).

³⁰ Bell Atlantic Corp. v. Twombly, 550 U.S. 544; 127 S. Ct. 1955; 167 L. Ed. 2d 929 (2007).

³¹ See *supra* note 3, at 406-450.

行政委員会、及び裁判所が、取り得る、抜本的なものを含む多岐に渡る対応を勧告したことにおいて、非常に大きな意義を有する。

近時においては、所謂「GAFA」に加えて、一般に「BAT」(すなわち、Baidu, Inc. (百度公司)、Alibaba Group Holding Limited(阿里巴巴集団)、及びTencent Holdings Limited(騰訊控股有限公司)の中国系の3社)と呼ばれる巨大IT企業も、その活動の領域を、中国国内のみならず、世界に拡大してきた。

その様な状況において、当該報告書は、合衆国以外の各国の政府の当局に対しても、極めて有意義な示唆を与えるものである。そして、世界の当局は、当該問題に関する研究において、協力して、そして、「デジタル経済」において、必要な追加的な規制上の枠組みを、構築するべきである。

なお、コロラド州選出の共和党下院議員Ken Buck氏を代表とする、当該小委員会の4人の共和党の構成員は、別の報告書である「第3の道: 大手テクノロジー企業/ビッグ・テックにおける反トラスト(法の強制/執行) (=The Third Way: Antitrust Enforcement in Big Tech)³²を、公表した³³。Buck下院議員は、「大手テクノロジー企業/ビッグ・テックの市場における反トラスト法の「強制/執行」 (=enforcement) は、ある党派の問題ではなく、私は、これらの会社の当該継続する(2大政党による)超党派の調査を支持する。・・・(中略)・・・私は、産業の革新を殺す、骨の折れる、かつ、(大きな)負担となる規制よりむしろ、標的を向けられた反トラスト法の強制/執行を見たい。」³⁴、と述べる。そして、彼らは、当該報告書において、特に、幅広く当該業界に影響を与え得る「強制的な仲裁条項」 (=forced arbitration clause(s))の廃止/排除等を含む、Majority Staff Reportにおいて提案される勧告に反対する。

本稿の以下では、紙幅の都合上、本報告書の[概要]の邦訳を記載する。

³² U.S.Congress, the United States House of Representatives, Ken Buck, The Third Way: Antitrust Enforcement in Big Tech (rel. Oct. 6, 2020), *available at* <https://buck.house.gov/sites/buck.house.gov/files/wysiwyg_uploaded/Buck%20Report.pdf> (visited Oct. 10, 2020) (以下「The Third Way Report」).

³³ U.S.Congress, the United States House of Representatives, Ken Buck, Rep. Buck Pens Antitrust Report that Presents a “Third Way” to Take on Big Tech (rel. Oct. 6, 2020), *available at* <[https://buck.house.gov/media-center/press-releases/rep-buck-pens-antitrust-report-presents-third-way-take-big-t](https://buck.house.gov/media-center/press-releases/rep-buck-pens-antitrust-report-presents-third-way-take-big-tech)> (visited Oct. 10, 2020).

³⁴ *Id.*

[資料]**「デジタル市場における競争の調査
多数派の職員/スタッフの報告書及び勧告」³⁵****連邦議会の下院の司法委員会の反トラスト法、商法、及び行政法小委員会****Jerry Nadler、委員長、下院の司法委員会****David N. Cicilline、委員長、反トラスト法、商法、及び行政法小委員会****アメリカ合衆国****2020年****B. 「要約」(='Executive Summary')****1. 「小委員会」(='Subcommittee')の「調査」(='Investigation')**

2019年6月3日、連邦議会の「下院の司法委員会」(='U.S. House Committee on the Judiciary')は、「反トラスト法、商法、及び行政法小委員会」(='the Subcommittee on Antitrust, Commercial and Administrative Law')によって、主導される「デジタル市場」(='digital market(s)')における競争に対する(2大政党による)超党派の「調査」(='investigation')を、発表した。

当該調査の目的は、以下の通りであった。すなわち、

- (1) 「デジタル市場」(='digital market(s)')における「競争問題」(='competition problem(s)')を、「(文書・写真等に)記録する」(='document')こと、
- (2) 「支配的企業」(='dominant firm(s)')が、「反競争的行為」(='anticompetitive conduct(s)')に従事しているかを、「調査する」(='examine')こと、並びに
- (3) 既存の「反トラスト法」(='antitrust law(s)')、「競争政策」(='competition policy(-ies)')、及び「現行の強制/執行の水準/レベル」(='current enforcement level(s)')が、これらの問題に対処するために十分であるか、を評価すること。

当該委員会は、「プラットフォーム」(='platform(s)')の「誘因/インセンティブ」(='incentive(s)')及び当該「競争過程/競争プロセス」(='competitive process(es)')に損害を与える能力について深刻な「関

³⁵ See *supra* note 3.

心/懸念/心配」(='concern(s)')を提起する、広範な範囲に渡る調査の報告、並びに「政策立案者」(='policymaker(s)')及び「強制者/執行者」(='enforcer(s)')による活動に応じて、当該調査を、開始した。

当該調査の一部として、当該小委員会は、7回の「監督聴聞/監視聴聞/管理聴聞」(='oversight hearing(s)')を、開催し、当該小委員会の構成員に、デジタル市場における競争の状態及び既存の反トラスト法の妥当性を検討するある機会を、提供した。

ある多様な証人の集団が、「市場支配力」(='market power')が、「自由で、かつ、多様な報道」(='free and diverse press')、「革新」(='innovation')、及び「プライバシー」(='privacy')に与える当該影響に関連する当該「論題/題目/テーマ」(='topic(s)')に、「証言」(='testimony(-ies)')を、行った。

証言した他の証人は、当該調査される企業の当該「支配(力)/優位」(='dominance')に「関心/懸念/心配」(='concern(s)')を抱く「事業者」(='business(es)')の「管理職」(='executive(s)')を、含んだ。

当該「聴聞」(='hearing(s)')は、また、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)、Google Inc.(以下「Google社」)、Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)、及びApple Inc.(以下「Apple社」)の「鍵となる」(='key')「管理職」(='executive(s)')(これらの会社の「最高経営責任者」(='the Chief Executive Officer(s)')以下「CEO(s)')を含むに、ある「公共に向けられる開催地」(='public-facing venue')において、当該調査の間に明らかにされた証拠を取り扱うある機会を、提供した。

当該聴聞の各々の後、当該小委員会の委員は、当該証人に、「記録のための質問」(='Questions for the Record'/以下「QFR(s)')を、提出した。

当該委員会は、ある包括的な記録を集めるために、もしそうでなければ、「公的に」(='publicly')入手可能ではなかったが、しかし、重要であった情報を獲得する目的で、当該「支配的なプラットフォーム」(='dominant platform(s)')、「市場参加者」(='market participant(s)')、当該「連邦の反トラスト行政機関/行政委員会」(='federal antitrust agency(-ies)')、及び他の関連する当事者、から情報を、要求した。

当該委員会は、また、「学術の研究者/大学教員」(='academic(s)')、「公益団体」(='public interest group(s)')の「代表者」(='representative(s)')、及び「実務反トラスト弁護士」(='practicing antitrust lawyer(s)')を含む、当該領域における多岐に渡る専門家に対して、「提出/具申/提示」(='submission(s)')の要求を、送付した。

これらの要求に対する当該反応は、この報告書、並びに当該反トラスト行政機関/行政委員会に対する連邦議会の「監督/監視/管理」(='oversight(s)')及び立法府の行動のためのその「勧告」(='recommendation(s)')、を完成させる職員/スタッフの能力にとって、不可欠であった。

この報告書は、「政策立案者」(='policymaker(s)'), 反トラスト法の「強制者/執行者」(='enforcer(s)'), 「市場参加者」(='market participant(s)'), 及び公衆に、当該「オンライン市場」(='online marketplace(s)')における競争の当該状態のある包括的な理解を提供すること、を意図するものである。当該報告書は、また、当該「デジタル経済」(='digital economy')における「市場支配力」(='market power')の当該増大及び「濫用/悪用/誤用」(='abuse')を取り扱う立法府の活動の領域と同様に、追加的な連邦議会の「注意/配慮/考慮」(='attention')を保証する領域のための勧告を、提供する。

2. 認定

a. 概要

開放されたインターネットは、アメリカ人及び合衆国の経済に対して、著しい/顕著な利益をもたらしてきた。

過去数十年に渡って、それは、ある「経済的機会」(='economic opportunity')の「急増」(='surge')、 「資本投資/設備投資」(='capital investment')、及び「教育」(='education')のための「道」(='pathway(s)')を、創出してきた。

当該COVID-19の「世界的流行」(='pandemic')は、「労働者」(='worker(s)'), 「世帯/家庭」(='family(-ies)'), 及び「事業者」(='business(es)')のための、「支払可能で」(='affordable')、競争的で、そして、広く「入手可能な」(='available')インターネット・アクセスの当該重要性を、強調してきた。

当該小委員会によって調査された当該「オンライン・プラットフォーム」(='online platform(s)'), すなわち、Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)、Apple Inc.(以下「Apple社」)、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)、及びGoogle Inc.(以下「Google社」)は、また、我々の「経済」(='economy')及び「社会」(='society')において、「通信」(='communications')、「情報」(='information')、並びに「商品」(='good(s)')及び「役務」(='service(s)')の当該交換のための当該「根底にある」(='underlying')「インフラストラクチャー」(='infrastructure(s)')として、ある重要な役割を果たす。

2020年9月の時点で、これらのプラットフォームを合わせた合計された評価額は、5兆合衆国ドルを超える、すなわち、S&P100の当該価値の1/3を超える。

我々が、我々の「仕事」(='work')、「商業/商取引」(='commerce')、及び「通信/コミュニケーション」(='communications')を、オンラインへ移し続けることによって、これらの企業は、我々の経済及び「生活」(='lives')という当該織物の中へ更に織り込まれることになりそう(な形勢)である。

過去10年間に渡って、「デジタル経済」(='digital economy')は、高度に集中化され、そして、独占化される傾向を有する様になった。

「ソーシャル・ネットワーキング」(='social networking')、「一般的なオンライン検索」(='general online search')、「オンライン広告」(='online advertising')の様な、当該小委員会によって、調査された幾つかの市場は、1つ又は2つのみの企業によって、支配される。

当該小委員会によって、調査された会社、すなわち、Amazon.com, Inc.(以下「Amazon.com社」)、Apple Inc.(以下「Apple社」)、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)、及びGoogle Inc.(以下「Google社」)は、「分配/配達/流通」(='distribution')の「鍵となる」(='key')「経路」(='channel(s)')に対する支配を獲得してきたし、そして、「門番」(='gatekeeper(s)')として、機能する様になってきた。

僅か10年後の未来には、世界の総経済(の)「生産/生産量/産出/産出量」(='output')の30%に、これらの企業が、責任を有し、そして、極僅かに、他のものが責任を有し得る。

本小委員会の職員/スタッフとの「面接/面談/インタビュー」(='interview(s)')において、数多くの企業が、如何に「支配的なプラットフォーム」(='dominant platform(s)')が、ある「競争的な市場」(='competitive market(s)')においては、如何なるものも、合理的には同意しない(であろう)「(契約の)条件」(='terms')を「厳しく命令し/押し付け/頭ごなしに指し」(='dictate')、そして、「譲歩/譲与」(='concession(s)')を、「(強引に)引き出す/得る」(='extract')目的で、彼らの「門番」(='gatekeeper(s)')の力を、「不当に利用する/搾取する」(='exploit')か、を描写した。

本小委員会の職員/スタッフと話をした市場参加者は、ユーザー及び市場に対してアクセスするためのそれらの「門番」(='gatekeeper(s)')への彼らの依存は、著しい/顕著な「経済的損害」(='economic harm')を、もたらす「譲歩/譲与」(='concession(s)')及び「要求/強要」(='demand(s)')を必要とするが、しかし、当該「選択肢の欠如」(='lack of options')を所与のものとして、(それらは、)「事業を行う当該費用」であること、を示唆する。

この著しい/顕著な、かつ、「耐久性のある/永続性のある/持続的な」(='durable')「市場支配力」(='market power')は、当該「支配的なプラットフォーム」(='dominant platform(s)')によるある大量の「買収」(='acquisition(s)')を含む、幾つかの要素に依存する。

当該小委員会によって調査された当該企業は、共に、過去10年間のみで、数百の会社を買収してきた。幾つかの事件において、ある「支配的な企業」(='dominant firm(s)')が、「明らかに/明白に/確かに」(='evidently')、ある「競争上の脅威」(='competitive threat(s)')を、「無力化する」(='neutralize')し、又は当該企業の「支配(力)/優位」(='dominance')を、「維持する」(='maintain')及び「拡大する/拡張する」(='expand')目的で、「萌芽期の」(='nascent')又は「潜在的な」(='potential')競争者を、買収した。

他の事件においては、ある「支配的な企業」(='dominant firm(s)')が、それらを「閉鎖する」(='shut down')、又は「根底にある」(='underlying')製品を、完全に「停止する/中止[中断]する」(='discontinue')目的で、より小規模な会社を買収した。すなわち、(それらは、)「キラー・アキュイジション/殺し屋買収」(='killer acquisition(s)')と、相応しく描写される取引である。

当該圧倒的な数の事件において、当該反トラスト行政機関/行政委員会は、提案される「買収」(='acquisition(s)')が、提案される様に進行することの許可を与えられる場合、競争を実質的に減殺し得るか、又はある独占を創出する傾向を有するか、を「調査/検査/審査する」(='examine')目的で、「クレイトン法」(='the Clayton Act')における「合併」(='merger(s)')の事前審査の「権限/権能」(='authority')の下で、追加的な情報及び「文書資料/文書証拠」(='documentary material')を、要求しなかった。

例えば、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)の100近くの「買収」(='acquisition(s)')の中で、「連邦取引委員会」(='the Federal Trade Commission'/以下「FTC」)は、1つの「買収」(='acquisition')のみにある拡張的な調査を行った。すなわち、2012年のFacebookのInstagramの「取得/購入/買受け」(='purchase')である。

当該調査の間に、本小委員会の職員/スタッフは、「独占化」(='monopolization')及び「独占力」(='monopoly power')の証拠を、認定した。

例えば、Facebookに関連する当該強力な「ネットワーク効果」(='network effect(s)')が、当該市場を、非常に酷く「独占」(='monopoly')に傾けてきたので、Facebook, Inc.(以下「Facebook社」)は、実際の競争者よりも、それ自身の製品、すなわち、Facebook、Instagram、WhatsApp、及びMessengerの間で、より活発的に競争する/している。

当該小委員会によって、開催されたある一連の「聴聞」(='hearing(s)')の間に、及びこの報告書において、詳述される様に、当該「オンライン・プラットフォーム」(='online platform(s)')の「支配(力)/優位」(='dominance')は、著しい/顕著な費用を、もたらす。

それは、消費者の選択を減少させ、合衆国の経済における「革新」(='innovation')及び「企業家精神/起業家精神」(='entrepreneurship')を浸食し、「自由で、かつ、多様な報道」(='free and diverse press')の活力を弱体化させ、そして、アメリカ人のプライバシーを、徐々に衰えさせてきた。

これらの「関心/懸念/心配」(='concern(s)')は、アメリカ人の当該多数派によって、共有される。

2020年9月24日、Consumer Reports (CR)は、「プラットフォームの理解/認識: オンライン・プラットフォームにおける競争及び公正/公平に対する消費者の態度」(='Platform Perceptions: Consumer Attitudes on Competition and Fairness in Online Platforms')と題されるある調査を、公表した。

その認定の中に、以下が、含まれる。すなわち、

- ・ 85%のアメリカ人は、「オンライン・プラットフォーム」(='online platform(s)')が、彼らについて保存するデータの当該量に「関心/懸念/心配」(='concern(s)')を、有している、すなわち、非常に関心/懸念/心配を有しているか、幾何か関心/懸念/心配を有している、そして、81%は、プラットフォームが、より包括的な消費者プロフィールを構築する目的で、このデータを、収集及び保有していることに関心/懸念/心配を、有している。

- ・ 58%は、買物をする又は情報を検索する目的で、あるオンライン・プラットフォームを利用する際に、彼らが、「客観的な」(='objective')、かつ、「公平な」(='unbiased')「検索結果」(='search result(s)')を得ていることに確信を、有さない。

- ・ 79%は、「大手テクノロジー企業/ビッグ・テック」(='Big Tech')の「合併と買収」(='mergers and acquisitions')が、「不公正に/不公平に」(='unfairly')競争及び消費者の選択を徐々に衰えさせる、と述べる。

- ・ 60%は、ユーザーが、重要なデータ又は「接続」(='connection(s)')を失うことなく、1つのプラットフォームから別のものへ「切り替える」(='switch')ことを容易にする目的で、「強制的な/義務的な」(='mandatory')「相互運用性」(='interoperability(-ies)')の「特徴/特色」(='feature(s)')を含む、オンライン・プラットフォームの/に対するより多くの「政府規制」(='government regulation(s)')を、支持する。

(未完)

【付記】

本稿は、研究題目「持続的な経済成長の促進を可能とするICT利活用のあり方に関する総合的研究」(国際共同研究加速基金(国際共同研究強化))(平成28-令和元年度)(JSPS科研費 15KK0109)に対して交付された、科学研究費補助金の成果の一部を含むものである。

客員研究員として、The University of California, Berkeleyで在外研究を行うことを可能とするために御助力を頂いた、同大学のthe Charles and Louise Travers Department of Political Scienceの学部長であるSteven K. Vogel教授を始めとする全ての方、そして、当該在外研究で貴重な知見を得ることを可能とするために御助力を頂いた全ての方に、謹んで心からの謝意を示したい。

本稿は、研究題目「5G時代における情報通信ネットワーク安全保障のあり方に関する国際研究」に対して支援された、2019年度公益財団法人電気通信普及財団助成(財団設立35周年記念事業)の成果の一部を含むものである。